

八王子市融資あっ旋制度のご案内

令和5年度(2023年度)

融資あっ旋制度について

市内で小規模事業を営んでいる、又は営もうとしている事業者や個人事業者の方が、事業に必要な資金について金融機関から融資を受けやすくするための融資のあっ旋制度です。市からあっ旋を受けた事業者の方は、信用保証協会の保証をもとに市の定める有利な条件で金融機関からの融資を受け、事業に活用することができます。

また、条件を満たした場合、市からの利子補給と東京都からの信用保証料の補助を受けることができます。

※市、金融機関及び信用保証協会の審査結果によっては、融資を受けることができない場合がございます。

基本要件（ご利用いただける方）

原則として、以下の要件を全て満たしている事業者がご利用いただけます。（※創業者の場合、創業後に要件を満たすこと）

なお、融資種類に応じて個別の対象要件を満たしていることも必要です。

① 事業を営んでいる、または営もうとする法人・個人で、従業員数が下表の数以下であること。

※臨時社員・パート・アルバイト等の非正規雇用者でも業務に不可欠な場合は数に含めます。

融資種類	製造業等 (物流業含む)	商業/サービス業等 (医業含む)
創業支援、経営改善事業資金、運転資金、DX・イノベ・産業育成支援資金、設備資金	40人	10人
小規模企業、企業活力支援資金、事業承継資金、社会課題解決資金	20人	5人

② 法人においては、八王子市内に本店登記を行っていること（本店に事業実態がない場合は市内に事業所を有すること）。もしくは、本店登記地が市外の場合、市内に事業所を有すること。

③ 個人においては、八王子市に住民登録を行い、八王子市内に事業所を有すること。もしくは、住民登録地が市外の場合、市内に事業所を有すること。

④ 八王子市内で1年以上事業を継続していること。ただし、創業支援資金の場合および事業承継支援資金（一般）の対象者が創業者とみなされる場合を除く。

⑤ 保証協会の保証対象業種であること。

⑥ 許認可・届出等を要する事業を営んでいる、又は営む場合は、当該事業に係る許認可等を受けていること。ただし、創業支援資金を申し込む場合は、開業までに受けること。

⑦ 租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと（法人にあつては代表者も含む）。

⑧ 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

⑨ その他、事務要領をご覧ください。

申込期間

令和5年(2023年)4月1日 ~ 令和6年(2024年)3月31日

お問合せ

八王子市役所 産業振興部産業振興推進課(市役所本庁舎6階)

〒192-8501 八王子市元本郷町3丁目24番1号

電話:042-620-7252 FAX:042-627-5951

受付時間(8:30~12:00, 13:00~17:00) 土・日・祝祭日・年末年始除く

必要書類

【共通の提出書類】

- ① 八王子市事業資金融資あっ旋申込書
- ② 確定申告書及び決算書の直近分と前期分
- ③ 見積書又は契約書（設備資金等の場合）
- ④ 情報提供の取扱いに関する同意書
- ⑤ 印鑑証明書
- ⑥ 許認可証（ある場合）
- ⑦ その他市及び金融機関等から提出を求められた書類（融資種類に応じた書類）

【個人の場合】

- ① 八王子市の市・都民税納税証明書（前年度）
- ② 八王子市の固定資産税納税証明書（前年度）
- ③ 直近分の所得税納税証明書（その1）又は事業税納税証明書

【法人の場合】

- ① 履歴事項全部証明書
 - ② 直近分の法人税納税証明書（その1）又は、事業税納税証明書
 - ③ 八王子市の直近分の法人市民税納税証明書
 - ④ 代表者の八王子市の市・都民税納税証明書（前年度）
 - ⑤ 法人及び代表者の八王子市の固定資産税納税証明書（前年度）
- ※ 特定非営利活動法人の場合は事業報告、計算書類、年間役員名簿、社員のうち10名以上の者の氏名および住所を記載した書類が追加されます。

利子補給

融資契約（金銭消費貸借契約）時に併せて利子補給請求委任状兼口座振替依頼書を金融機関に提出してください。

利子は、後日利子補給期間分（3月～8月、9月～2月）の利子を金融機関経由で振り込みます。（入金時期：11月末頃、5月末頃）

- ① 利子補給期間内であっても、内入れを除く条件変更（返済期間の延長、元金据置や割賦金額の軽減措置等）を行った場合、変更後の利子補給を受けることができません。
- ② 年2回の利子補給を決定する時点（8月末、2月末）において、市外移転、廃業などを行っている場合は、利子補給を受けることはできません。

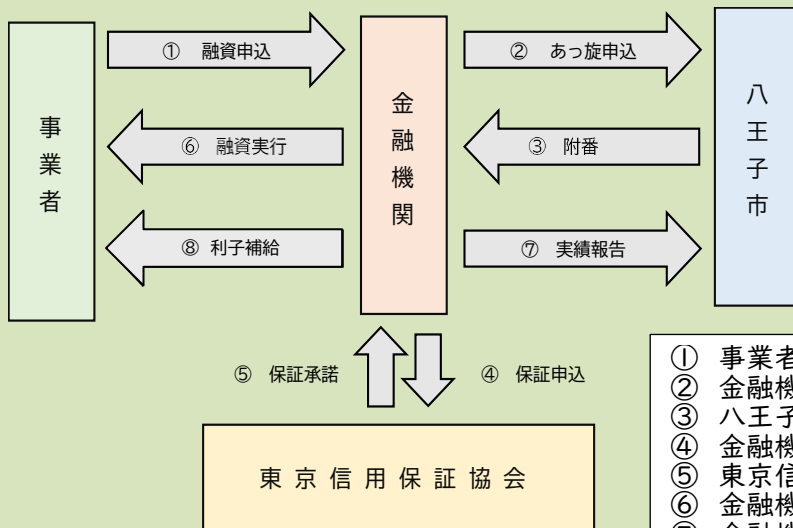
信用保証料補助

運転資金、企業活力支援資金、経営改善事業資金以外の融資について、東京都から信用保証料の補助が受けられる場合があります。

その他

- NPO法人でお申し込みされる場合は、事前に保証協会とご相談ください。
- 固定資産税を除く八王子市税の納税証明書について、非課税証明書ではなく、必ず納税証明書を取得してください。課税額が0円でも納税証明書が発行されます。
- 融資と併せて経営相談を受けたいという方は、八王子商工会議所 中小企業相談所においてもご相談いただけます。

お申し込みの流れ



各種証明書発行先

証明書	発行機関
市・都民税、固定資産税納税証明書	市役所住民税課または市役所各事務所
法人税、所得税納税証明書	税務署
事業税納税証明書	都税事務所
履歴事項全部証明書・法人の印鑑証明書	法務局
個人の印鑑証明書	市役所市民課または市役所各事務所

- ① 事業者が金融機関に市制度融資の利用申込
- ② 金融機関が八王子市にあっ旋申し込み
- ③ 八王子市が金融機関にあっ旋番号附番
- ④ 金融機関が東京信用保証協会に保証申込
- ⑤ 東京信用保証協会が金融機関に保証承諾の通知
- ⑥ 金融機関が事業者に対し融資を実行
- ⑦ 金融機関が八王子市に実績報告書を提出
- ⑧ 年2回、金融機関を通じて八王子市が事業者に利子補給を実施

関係機関連絡先

関係機関名	住所	電話番号
八王子税務署	八王子市明神町 4-21-3	042-697-6221
東京法務局八王子支局	八王子市明神町 4-21-2 八王子地方合同庁舎1・2階	042-631-1377
八王子都税事務所	八王子市明神町 3-19-2	042-644-1111
東京都産業労働局金融部金融課	新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 19階北側	03-5320-4877
東京都中小企業振興公社多摩支社	昭島市東町 3-6-1	042-500-3901
日本政策金融公庫八王子支店	八王子市東町 7-3 T-5 プレイス	0570-037386
八王子商工会議所	八王子市大横町 11-1	042-623-6311
サイバースクロード八王子	八王子市明神町 2-27-6 たましんブルメントナー 4階	042-639-1009

※住所及び電話番号は、令和5年4月1日時点のものです。

東京信用保証協会

八王子支店

八王子市明神町 3-20-6
八王子ファーストスクエアビル3階
042-646-2511